

# 住宅リフォーム促進事業延長のお知らせ

都城市で、現在実施している住宅リフォーム促進事業を延長いたします。【申込期限：令和5年1月31日】

住宅リフォーム工事における工事費の10%(上限10万円)を補助するものです。

ポイント

- ・補助を受ける為には、工事着工の1ヶ月前までに申請し、現地確認を受ける必要があります。
- ・令和3年度住宅リフォーム促進事業を利用された住宅等は対象外です。

## 手続きの流れ】

配布場所または市ホームページから申請書入手



リフォーム工事の一ヶ月前までに市に申請書を提出  
※依頼している施工業者の登録がない場合、登録していただく必要があります



着工前現地確認を受ける→補助金の決定を受ける



リフォーム工事を登録業者に依頼  
※工事の内容に変更があったら、ご連絡ください



工事が終わったら原則1ヶ月以内に市に報告書を提出



工事完了後の現地確認を受ける



補助金を受け取る

問合せ先 都城市商工政策課  
電話：0986-23-2983

